

みんなの消防

入間東部地区事務組合（三芳町・富士見市・ふじみ野市）

〒356-0058 ふじみ野市大井中央 1-1-19 ☎ 261-6000(代) FAX 261-4395

HP <http://www.irimatohbu119.jp/> 〆 shobo@irimatohbu119.jp(代)

火災の問い合わせ ☎ (263)0119 (音声案内) / 救急病院の御案内 ☎ (261)6031 (休日・夜間)

■ 応急手当普及啓発資器材の寄贈

令和2年9月16日、一般財団法人救急振興財団様から応急手当普及啓発資器材が寄贈されました。

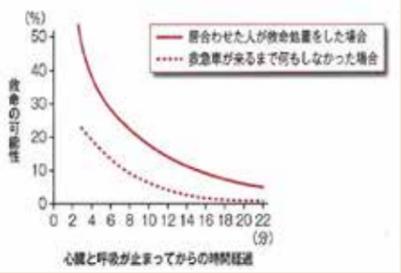


▲寄贈された応急手当普及啓発資器材

寄贈された応急手当普及啓発資器材は、心肺蘇生訓練用的人形（成人・乳児）各1体及びAEDトレーナー1器の合計3点です。今後は、これまで以上に分かりやすく充実した普及啓発活動に取り組み、有効に活用してまいります。

令和元年中における当組合のその場に居合わせた人が応急手当を行う割合は1.6%でした。

大切な人にもしものことが起きた場合に備え、救命講習会を受講しましょう。



▲救命の可能性と時間経過

厚生労働省「救急蘇生法の指針 2015 (市民用)」より抜粋

■ 令和2年11月1日に入間東部消防は設立50周年をむかえました

昭和42年4月、福岡町消防本部・消防署に消防車1台、救急車1台、消防職員16人の体制で消防業務が開始されました。昭和45年11月には、福岡町、富士見町、大井町及び三芳町が、広域にわたる消防業務の計画に合意して、消防の一部事務組合を設立し、「入間東部地区消防組合」と定め、消防本部を福岡町大字福岡1500番地58に置き、本格的な消防組織による消防業務が始まりました。

その後、市町の人口急増に伴い、昭和49年5月に消防本部・消防署庁舎が大井町苗間へ移転し、続いて富士見出張所、大井出張所、三芳出張所が設置され、体制の強化が図られました。

現在は、1本部2署3分署、消防職員286人の消防組織が管内の約26万人の生命・財産を守る役割を担っています。



▲消防本部・消防署開署時の庁舎



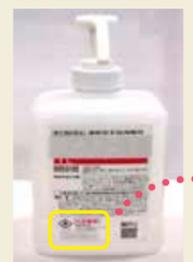
▲消防本部・西消防署 (防災館)

■ 消毒用アルコールの取扱いや保管について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、最近よく使われている手指の消毒用アルコールは濃度60% (重量%) 以上といわれており、これらは、消防法で定める危険物 (第四類アルコール類) に該当し、その内容が、容器表面に表示されています。

アルコールは、引火点が約13℃と常温よりも低く、わずかな火源により引火する危険性があります。可燃性蒸気は、空気より重く低いところに滞留しやすいため、注意事項に十分注意の上、適切に取扱いましょう。

また、危険物に該当しない消毒用エタノールも、主成分は、同じエタノールですので使用する際は、同様に十分注意をしましょう。



危険物に該当する消毒用アルコールには、容器等に「**危険物第四種アルコール類**」と表示されています。



「消毒用アルコール (エタノール)」は、消防法別表第1の中で、第四類引火性液体のアルコール類に分類されます。

※使用しているアルコールの含有量など不明な場合は、製品メーカーなどにお問合せください。

● 消毒用アルコールを保管する際の注意点

危険物に指定されている消毒用アルコールを **80ℓ以上保管する場合は**、消防署への申請や届出が必要となります。**保管、備蓄する際には、その数量に十分配慮してください。**

保管(貯蔵)・取扱数量	400ℓ未満	400ℓ以上
適用法令	入間東部地区事務組合 火災予防条例	消防法
必要な事務手続き	少量危険物貯蔵取扱い届出 ※ 80ℓ未満は不要	●常時(備蓄)保管 危険物製造所等設置許可申請 ●一時保管(10日以内) 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請
提出先	●東・西消防署消防課 ●消防本部予防課	消防本部予防課

※提出前にご連絡ください。

■ 指導救命士の救急車同乗実習を実施

令和2年12月16日から18日までの3日間、西消防署で指導救命士同乗実習を実施しました。これは指導救命士が救急自動車へ同乗して救急活動を評定し、課題を指導救命士とともに解決していくもので、今年4月から本格的な運用を開始する予定です。中長期的な視点で救急隊員の人材育成を図り、親切かつ質の高い救急行政サービスの提供をめざします。



miyoshi お知らせ news

令和3年度 税の申告相談

町・県民税申告相談期間

- 藤久保公民館ホール…… 2/4(木)・5(金)
- 三芳町役場3階会議室… 2/16(火)～3/15(月)
- ▶ 平日以外：2/28(日)・3/6(土) (3/6は午前のみ)。

問 税務課住民税担当 ☎ 132～134

受付方法が例年と異なります。ご注意ください。

■ 町・県民税申告相談会の受付

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から3密を避けるため、**1時間20人の完全入れ替え制**となります。

区分	申告相談会の時間	集合時間	整理券配布時間	定員
①	9:00～10:00	8:45	当日 8:00～ 左の区分をお選びください。 ※定員に達し次第終了。 ※整理券は当日のみ有効。 ※配布場所は各申告会場前の受付で配布します。	各区分 20人
②	10:00～11:00	10:00		
③	11:00～12:00	11:00		
④	13:00～14:00	12:45		
⑤	14:00～15:00	14:00		
⑥	15:00～16:00	15:00		

※時間は1人約15分となります。

※区分①の人は、受付後そのまま会場にてお待ちください。(藤久保公民館は8:45開館(申告会場も8:45開場)のため、会場で待つことができません。整理券取得後、8:45に再度、会場へお越しください。)

※区分②～⑥の人は、整理券を持参して該当区分の集合時間に再度お越しください。

※上記の時間以外は申告会場へ入場できません。

※お電話等での事前予約は行っていません。

❗ 来庁時のお願い

- 会場内に十分な待機スペースがないため、**区分④以降の人は整理券を取得後、一度自宅に帰宅・自家用車内の待機等**に、ご理解ご協力をお願いいたします。
- 集合時間に遅れると、申告を当日受けられないことがあります。ご注意ください。
- 同世帯で申告する人が数人いる場合は、可能な限りご家族1人でご来庁ください。その際、**整理券は申告する人の人数分**お取りください。

日程・持ち物等、詳細は 広報1月号(P8～P11)をご覧ください



▲ 広報1月号

miyoshi お知らせ news

障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の皆さんへ 児童扶養手当が変わります

問 こども支援課児童福祉担当 ☎ 243

これまで、ひとり親家庭で障害基礎年金等(※1)を受給している人は、その年金額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、**児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分を上回る場合、その差額を受給**できるようになります。

(※1) 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。

▼ 障害基礎年金等の額が、児童扶養手当の額を上回る場合



※障害基礎年金等を受給していない人は、今回変更はありません。

● 申請方法

すでに児童扶養手当を申請済みの人は、手続きは不要です。

新規で令和3年3月分の手当から受給するためには、令和3年3月1日～令和3年6月30日に申請が必要です(3月1日以前の申請も可能です)。児童扶養手当の対象など、詳しくは上記担当までお問い合わせください。